

旧役場庁舎で使用していた 物品等をお譲りします

旧役場庁舎で使用していた物品（机、椅子、キャビネットなど）のうち、まだ使用できるものについて町民のみなさまに役立ててもらうため、無償でお譲りします。

1 譲渡方法・スケジュール

① 物品見学会 日時：10月19日（日）～20日（月） 午前9時～午後3時
場所：旧役場庁舎

旧庁舎内を見学し、希望する物品に申し込みをしていただきます。



② 譲渡物品の決定

譲渡する物品を決定し、お知らせいたします。1つの物品に希望者が複数いた場合は、抽選のうえ、決定します。



③ 物品搬出 日時：10月26日（日）～27日（月） 午前9時～午後3時
場所：旧役場庁舎

譲渡が決まった物品をご自身で搬出・積み込み作業をしていただきます。

※ 職員はお手伝いできませんので、ご了承ください。

2 対象者

町民、町内事業者の方

※ 対象者であることが確認できるもの（個人の方は運転免許証、保険証など、事業者の方は会社の名刺など）をご持参ください。

3 譲渡物品

事務机、キャビネット、いす、ソファ、テーブル、ロッカーなど

※ 1人、1団体10個まで（1家族で10個まで）とさせていただきます。

4 留意事項

- ・日曜日は混雑が予想されますので、可能な方は平日にお越しください。
- ・裏面の注意事項を必ずご一読ください。

※ 裏面もご覧ください

問合せ先：総務課財政管財係

電 話：0233-62-2111（内線 214・215・216）

【主な物品の例】

事務机



長いす・1人用いす



テーブル



キャビネット



事務用いす



注 意 事 項

- ・譲渡品の引き渡しの際は、ご自身で搬出・積み込み作業を行ってください。作業の補助等は一切行えません。
- ・譲渡は販売目的ではなく、ご自身や団体等で活用いただく方に限ります。
- ・譲渡品の不具合、傷、汚れなどによる苦情や返品は受け付けません。
- ・譲渡品の使用により発生した事故やケガ等については、町は一切の責任を負いません。
- ・譲渡会での事故やトラブル等については、町は一切の責任を負いません。
- ・譲渡した物品が不用となった場合は、適切に処分するものとし、不法投棄等は決して行わないでください。
- ・運搬用の台車等の貸出は行いませんので、必要に応じてご持参ください。
- ・庁舎内には照明がつきません。時間帯によっては薄暗くなりますので、ご注意ください。